議会要覧

（令和８年度版）

松江市役所　本会議場（令和５年５月 完成）

松江市役所新庁舎の第１期棟が令和５年５月に完成し、議場を含めた議会フロアが新庁舎５階に移転しました。令和７年 11 月に第２期棟工事が終了し、議会フロアは議員控室や常任委員会室などを同階に備えた現在の形になっています。

議場正面の壁は八雲和紙で仕上げ、横壁面には地場産木材を配置するなど、地元の素材を使用しています。

また、多くの市民の皆様にお越しいただけるよう、傍聴席の一角には親子傍聴席を設けたほか、傍聴席入口はスロープ状としており、車椅子の方の席も３席設けています。

松江市議会事務局

もくじ

●市政概要

１　市制施行年月日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　土地・気候　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

３　人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

４　職員の定数と現員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

●議会概要

１　議会構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２　議会運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３　議会活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

４　議員報酬・旅費・政務活動費・費用弁償　・・・・10

５　議会広報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

６　行政視察来訪者数　・・・・・・・・・・・・・・・・・10

７　議会事務局構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

８　松江市議会における議会改革の主な取り組み　・・11

９　松江市議会基本条例　・・・・・・・・・・・・・・・・19

松江市は、古代出雲の中心地として早くから開け、奈良時代には国庁や国分寺が置かれていました。地名の由来は、慶長16年（1611年）堀尾吉晴が亀田山に城を築き、白潟・末次の二郷をあわせて松江と称したことにはじまります。

江戸時代には堀尾氏3代・京極氏1代・松平氏10代の城下町として栄えました。そして、この頃、今日に見る都市の基礎が形成されました。

明治4年（1871年）廃藩置県によって県庁が置かれ、同22年4月（1889年）全国の30市とともに市制を施行しました。

その後、昭和9年から35年にかけて9回にわたり周辺の村を合併、そして平成17年（2005年）3月31日に八束郡7町村と合併し、さらに平成23年（2011年）8月1日に八束郡東出雲町を合併し、現在の市域になっています。

この間、昭和26年（1951年）には松江国際文化観光都市建設法が制定され、奈良市・京都市と並んで国際文化観光都市となりました。また、平成7年（1995年）には出雲・宍道湖・中海拠点都市地域に指定されました。平成23年8月の合併により人口20万人を超え、平成24年（2012年）4月1日には特例市、平成30年（2018年）4月1日には島根県内初の中核市となるなど、山陰地方をリードする中核都市として発展してきています。

【市政概要】

1　市制施行年月日　　平成17年3月31日

2　土地・気候

①市域面積　　572.96k㎡

②気　　候（2025年）　　気温……平均16.3℃　　降水量……総量1823.0㎜

（資料：気象庁HP）

3　人　　口

①人口・世帯数　（住民基本台帳登録数）　　（各年9月30日）

年次	人　口	男　性	女　性	世帯数
R3	199,635人	96,025人	103,610人	91,227世帯
R4	198,231人	95,387人	102,844人	91,640世帯
R5	196,360人	94,464人	101,896人	91,760世帯
R6	194,592人	93,660人	100,932人	91,908世帯
R7	192,799人	92,793人	100,006人	92,206世帯

②年齢別（3階級）人口　　（令和7年9月30日）

年　少　人　口	(0～14歳)	23,682人　(12.3%)
生産年齢人口	(15～64歳)	109,421人　(56.7%)
老　年　人　口	(65歳以上)	59,696人　(31.0%)

③人口動態（令和6年10月1日～令和7年9月30日）

自然増加数　　△1,561人（出生 1,162人、死亡 2,723人）

社会増加数　　△203人（転入 6,186人、転出 6,389人）

（資料：島根県人口移動調査）

4　職員の定数と現員（令和8年4月1日現在）

部局名		定数	役職（教員含む）						一般職	教員	消防吏員（消防長含む）	企業職員（管理者除く）	計
			理事	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級					
	政策部	1,340	1	2	0	8	0	12	25	－	－	－	48
	総務部		－	1	2	3	0	16	26	－	－	－	48
	財政部		－	1	2	10	0	30	102	－	－	－	145
	防災部		－	1	3	0	0	5	9	－	－	－	18
	産業経済部		－	2	4	6	0	18	51	－	－	－	81
	観光部		－	1	1	2	0	9	10	－	－	－	23
	文化スポーツ部		－	1	1	7	0	13	52	－	－	－	74
	市民部		－	1	1	3	0	11	39	－	－	－	55
	支所		－	0	8	10	0	31	59	－	－	－	108
	健康福祉部		－	1	4	14	8	54	180	－	－	－	261
	こども子育て部		－	1	2	16	0	43	168	－	－	－	230
	環境エネルギー部		－	1	1	10	1	16	50	－	－	－	79
	まちづくり部		－	2	1	6	0	10	28	－	－	－	47
	都市整備部		－	1	1	8	1	20	75	－	－	－	106
	出納室		－	1	0	1	0	3	8	－	－	－	13
消防本部		283	－	0	0	0	0	0	0	－	267	－	267
教育委員会		200	－	2	3	26	1	39	51	58	－	－	180
市議会事務局		12	－	1	1	1	0	3	5	－	－	－	11
選挙管理委員会事務局		5	－	0	0	1	0	1	3	－	－	－	5
監査委員事務局		7	－	1	0	0	0	2	2	－	－	－	5
農業委員会事務局		6	－	0	0	0	0	0	0	－	－	－	0
公平委員会		1	－	0	0	1	0	0	0	－	－	－	1
上下水道局		105	－	－	－	－	－	－	－	－	－	89	89
交通局		78	－	－	－	－	－	－	－	－	－	74	74
市立病院		573	－	－	－	－	－	－	－	－	－	544	544
計		2,610	1	21	35	133	11	336	943	58	267	707	2,512

※ いずれの部にも属さない職員は政策部に含む。　　（資料：人事課提供）

【議会概要】

1　議会構成

(1)　議員定数　　（令和8年4月1日現在）

条例定数	現員数
31人	31人（うち女性議員8人）

(2)　年齢別議員数　　（令和8年4月1日現在）

区分	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計	平均
男	1人	3人	6人	13人	23人	60.3歳
女	1人	2人	2人	3人	8人	54.9歳
計	2人	5人	8人	16人	31人	58.9歳

(3)　会派別議員数　　（令和8年4月1日現在）

会派名	誠政松江	志翔の会	民　主 ネットワーク	公　明 クラブ	日本共産党 松江市議団	地方財政 勉強会
人数	12人	6人	4人	4人	3人	2人

(4)　議会の組織　　（令和8年4月1日現在）

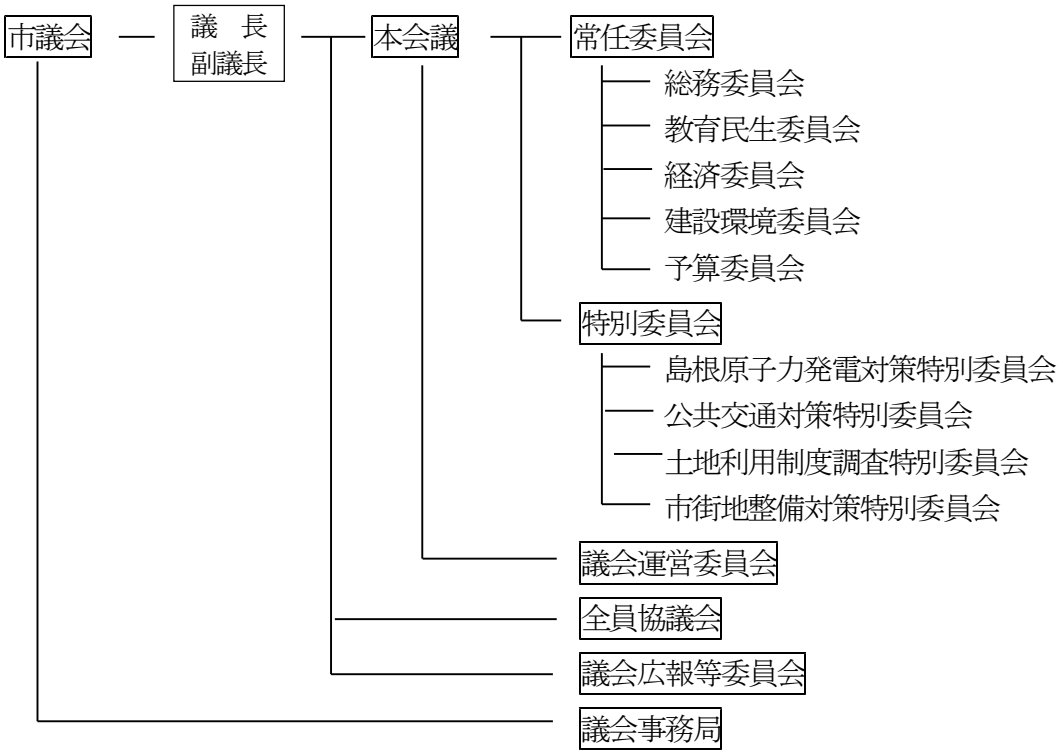

(5)　常任委員会（任期：2年）

名　　称	委員定数	所　　管　　事　　項
総務委員会	8人	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと。
教育民生委員会	8人	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること。
経済委員会	7人	産業経済部、観光部、農業委員会及び交通局の所管に属すること。
建設環境委員会	8人	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること。
予算委員会	30人	各会計予算及び各会計予算に関連すること。

(6)　特別委員会

名　　称	委員定数	設置日	設置目的
島根原子力発電対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	中国電力島根原子力発電所等に関すること
公共交通対策特別委員会	7人	令和7年5月15日	一畑電車及び市内のバス交通等、公共交通の利用促進及び運行維持等に関すること
土地利用制度調査特別委員会	8人	令和7年5月15日	土地利用制度等に関すること
市街地整備対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	市街地のまちづくり（JR松江駅周辺及び松江市総合体育館周辺等）及び景観行政に関すること
決算特別委員会	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員	9月定例会の初日	一般会計・特別会計、企業会計決算の審査

(7)　議会運営委員会

委員定数：9人

任　　期：2年

所管事項：①議会の運営に関すること

②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること

③議長の諮問に関すること　　（地方自治法第109条第3項）

2　議会運営

(1)　会議日程の流れ

議会運営委員会	［概ね開会日の7日前に開催。定例会提出議案の説明］
↓	
招集告示	［開会7日前］
↓	
議案配付	［開会5日前までに配付］
↓	
質問通告	［開会日前日午前10時までに提出（代表質問・一般質問のみ）］
↓	
本会議初日	［会議録署名議員の指名→会期の決定→閉会中の継続審査事件の委員長報告・質疑、討論→表決→市長提出案件の提案理由説明・諸般の報告→休会の議決］
↓	
本会議第2日	［一般質問（代表質問）］
↓	
本会議第3日	［一般質問（個人質問）］
↓	
本会議第4日	［一般質問（個人質問）→議案質疑→委員会付託→請願・陳情の委員会付託→休会の議決］
↓	
予算委員会 第1日目	［総括質疑（2月定例会のみ）→議案質疑→分科会分担、委託］ ※2月定例会以外は原則として開催しない
↓	
各常任委員会・予算委員会各分科会	［各定例会では1日に1委員会開催、ただし9月定例会及び議員改選前の2月または3月定例会は1日に2委員会開催。］
↓	
特別委員会	［必要に応じて開催］
↓	
予算委員会 第2日目	［分科会長報告・質疑、討論、採決］
↓	
本会議最終日	［委員長報告・質疑、討論、表決→議員提出議案（決議文等）］
↓	
議会運営委員会	［定例会閉会後に開催し、次回定例会の会期・日程（予定）を協議］

(2)　予算及び決算の審査方法

①予算

一般会計	当初予算 補正予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。 なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、その所管別に分担して行う。
特別会計 企業会計	当初予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。 なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、これに委託して行う。
	補正予算	所管の常任委員会に付託

②決算

一般会計 特別会計 企業会計	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。 なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。

(3)　一般質問

一般質問	代表質問	会派（3人以上）代表。議案に関係なく市政全般にわたる項目。 一括方式。
	個人質問	各議員が独自の立場から行う。基本的には代表質問と重複しない項目。 一括方式又は一問一答方式の選択制。
通告期限		議会開会日の前日、午前10時までに提出。
質問順序		第1日目：代表質問、多数会派順（一括方式）。 第2日目：個人質問（一問一答方式）、多数会派順 第3日目：個人質問（一問一答方式又は一括方式の選択制）、質問順は抽選による。
質問時間		4月1日から翌年3月31日までに開催される議会を通じて1人80分以内とする。
質問者数		特に制限なし

(4)　議案等に対する質疑

通告制をとっておらず、発言回数の制限もない。

(5)　請願・陳情の取扱い

定例会開会日2日前の午前10時までに受理したものは、所管の委員会に付託のうえ、会期中に審査を行い、その結果は、定例会終了後提出者に通知する。なお、期限後、定例会閉会日2日前の午前10時までに受理したものは、その議会の最終日に所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。

3　議会活動（令和7年）

(1)　議会の開催と会期

	会　　期		本会議日数	会議時間
第1回臨時会	1月27日～1月27日	1日間	1日	07分
第2回定例会	2月25日～3月19日	23日間	5日	19時間48分
第3回臨時会	5月15日～5月15日	1日間	1日	1時間19分
第4回定例会	6月17日～7月8日	22日間	5日	17時間09分
第5回定例会	9月9日～10月7日	29日間	5日	16時間23分
第6回定例会	12月2日～12月23日	22日間	5日	20時間31分
計		98日間	22日	75時間17分

(2)　常任委員会及び特別委員会等の開催状況

区　分	委員会	開催数			
		定例会	臨時会	会期外	計
常任委員会	総務委員会	6	1	0	7
	教育民生委員会	7	1	0	8
	経済委員会	6	1	0	7
	建設環境委員会	10	1	0	11
	予算委員会（全体会）	6	2	0	8
	総務分科会	5	0	0	5
	教育民生分科会	6	0	0	6
	経済分科会	5	0	0	5
	建設環境分科会	5	0	0	5
議会運営委員会		11	3	8	22
特別委員会	決算特別委員会（全体会）	3	0	0	3
	総務分科会	2	0	0	2
	教育民生分科会	2	0	0	2
	経済分科会	2	0	0	2
	建設環境分科会	2	0	0	2
	宍道湖・中海問題等対策特別委員会	0	0	1	1
	島根原子力発電対策特別委員会	2	1	1	4
	総合交通対策特別委員会	0	0	0	0
	まちづくり対策特別委員会	0	0	1	1
	新庁舎建設特別委員会	0	0	1	1
	公共交通対策特別委員会	1	0	0	1
	土地利用制度調査特別委員会	0	1	0	1
	市街地整備対策特別委員会	0	1	0	1
協議又は調整の場	全員協議会	9	3	1	13
	議会広報等委員会	0	1	12	13
計		63	17	25	105

※ 合計には予算委員会各分科会、決算特別委員会各分科会の開催数は含まない。

(3)　議決状況

①市長提出案件

	提出件数								議決結果等						
	議　案			決算	承認	同意	報告	計	議決					報告	計
	条例	予算	一般						原案可決	否決	認定	承認	同意		
第1回臨時会	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
第2回定例会	28	18	27	0	0	1	8	82	73	0	0	0	1	8	82
第3回臨時会	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	6	0	6
第4回定例会	11	3	9	0	5	2	23	53	23	0	0	5	2	23	53
第5回定例会	12	6	10	14	0	0	13	55	28	0	14	0	0	13	55
第6回定例会	21	22	35	0	0	0	6	84	78	0	0	0	0	6	84
計	72	50	81	14	5	9	50	281	203	0	14	5	9	50	281
	203														

②議員提出案件

	提出件数						議決結果		
	議　案					計	原案可決	否決	計
	条例	一般	意見書	決議	規則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	0	2	0	0	3	2	1	3
第3回臨時会	1	0	0	0	0	1	1	0	0
第4回定例会	0	0	2	0	0	2	2	0	2
第5回定例会	0	0	1	0	0	1	1	0	1
第6回定例会	1	0	1	0	0	2	1	1	2
計	3	0	6	0	0	9	7	2	9

③委員会提出案件

	提出件数					議決結果		
	議　案				計	原案可決	否決	計
	条例	意見書	決議	規則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第3回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第5回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第6回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

④その他（諮問）

	提出件数		議決結果		
	諮問	計	可決	否決	計
第1回臨時会	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	1	1	0	1
第3回臨時会	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	0	0	0
第5回定例会	1	1	1	0	1
第6回定例会	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	2

(4)　請願・陳情

		件数			議決結果			取り下げ	次年へ継続	
		前年から継続	新規	計	採択	不採択	計			
第1回臨時会	請願	0	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	0	0	0	0	0	0	0	－	
第２回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	2	2	0	2	2	0	－	
第３回臨時会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	0	0	0	0	0	0	－	
第4回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	2	2	0	2	2	0	－	
第5回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	新規受理の陳情1件は継続審査と決定した。
	陳情	－	1	1	0	0	0	0	－	
第6回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	0	R7第5回定例会で継続審査となった陳情1件は不採択と決定した。
	陳情	－	2	2	0	3	3	0	0	
計	請願	0	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情	0	7	7	0	7	7	0	0	

4　議員報酬・旅費・政務活動費・費用弁償

区　分		金　額
報酬月額	議長	633,000円
	副議長	546,000円
	議員	515,000円
	市長	1,112,000円
	副市長	906,000円
行政視察旅費	常任委員会 特別委員会 議会運営委員会 （年間委員1人当たり）	（年間委員１人当たり）120,000 円以内
政務活動費	議員に交付するもの （月額）	1人当たり 25,000円
	会派に交付するもの （月額）	所属議員数×15,000円
費用弁償	・本会議 ・常任委員会 ・議会運営委員会 ・特別委員会 ・松江市議会会議規則第7章に規定する協議又は調整を行うための場	議員の住居から招集場所までの距離の区分に応じ定める額 (1) 片道5km未満　1日につき1,000円 (2) 片道5km以上15km未満　1日につき2,000円 (3) 片道15km以上　1日につき3,000円 ※　公用車を使用した場合は支給しない。

※報酬月額　令和8年4月1日から施行

5　議会広報

・議会ホームページ
・会議録
・まつえ市議会だより（年4回発行）
・議会放送（毎定例会の本会議において行う一般質問及び市長の施政方針をケーブルテレビで放送する）
・一般質問映像のインターネット及びYouTube配信

6　行政視察来訪者数（令和7年度）

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	－	－	－	2	4	－	4	4	－	5	3	2	24
人数	－	－	－	7	54	－	29	31	－	24	38	21	204

7　議会事務局構成（定　数　12人　：　現　員　11人）　（令和8年4月1日現在）

事務局長 ― 次長（総務課長）
- 【総務課】
  - （総務課長） ― 総　務　係（3人）
- 【議事調査課】
  - 議事調査課長
    - 議　事　係（3人）
    - 調　査　係（2人）

8　松江市議会における議会改革の主な取り組み

項目	実施時期	趣旨
1．　本会議のケーブルテレビでの放映	平成8年3月定例会～	山陰ケーブルビジョン（株）により放映 ●平成8年3月～　旧松江市エリア全域で録画中継開始 ●平成17年5月～　旧松江市エリア全域で同時中継開始 ※順次、旧町村エリアへの拡大 ●平成20年4月～　市内全域で同時中継
2．　議会ホームページの開設	平成9年4月1日～	市議会の概要、議員紹介、傍聴案内、請願・陳情のしくみ、会議日程、議決結果、本会議録等の内容について掲載。 平成18年から一般質問の発言者及び発言通告項目、視察報告を掲載。 平成28年から定例会終了後、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間、一般質問の発言者ごとに音声データを掲載。（一般質問のインターネット配信を開始したため、平成30年5月に終了。）
会議録検索システム	平成13年4月～	本会議会議録を掲載。発言者、発言内容などから検索可能。
3．　車椅子対応傍聴席の整備	平成16年～	――――――
4．　議員報酬の日割り計算による支給	平成17年5月23日以後～	平成17年5月臨時会で条例改正。 議員報酬は、1日在籍でも1月分支給されていたが、その職に就いた当日分から支給することに改めた。
5．　議案補足資料の充実	平成18年3月定例会～	委員会での審査を活発にするため、議案の補足説明のための資料を配付することとした。（条例等説明資料、予算説明資料、主要施策の成果及び実績報告書）
6．　一般質問における一問一答方式の導入	試行 平成17年9月定例会～ 本格導入 平成18年3月定例会～	それまでの一般質問は一括方式（一括質問、一括答弁）のみで、質問者の質問項目が多数になった場合、傍聴者やケーブルテレビ視聴者には、答弁がどの項目について行われているか分かりにくいことがあった。 このような弊害をなくすため、質疑・答弁の内容が分かりやすい一問一答方式の導入が検討され、平成17年9月定例会から試行、その後平成18年1月に会派代表者会議で協議の上、平成18年3月定例会から本格導入することに決定した。 一問一答方式による質問は、対面式で、議員の質問は、別途設けた質問席で行うこととした。（執行部の答弁は自席で行う。）
7．　政策連絡会の設置	平成18年5月～	執行部が市の主要な事業に着手する場合や、主要な事業の進捗状況等について議員に説明し、執行部と議会の市政に関する情報の共有化を図ることを目的として設置された。 会議は非公開で、必要に応じ開催される。

項目	実施時期	趣旨
8．　携帯電話へのメール配信	試行 　平成18年10月～ 運用期間 　平成25年12月 　　～平成31年3月	議会の事務連絡、緊急連絡事項等のメール配信を行うもの。
9．　予算特別委員会記録のホームページ掲載	平成19年6月～	平成19年委員会分から掲載（PDF形式）。
10.　予算特別委員会審査の充実	平成20年2月定例会～	平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、公営企業会計、出資法人等を含めた連結決算により地方公共団体の財政の健全化を公表することとなったため、議会においても予算審査の充実を図る必要が生じた。 　平成19年まで予算特別委員会では一般会計当初予算のみの審査としていたが、平成20年からは全ての会計の当初予算（一般会計、特別会計、企業会計）について、議長を除く議員全員で審査している。
11.　議場における議員の呼称の見直し	平成20年12月定例会～	「○○君」から「○○議員」に改めた。
12.　議会基本条例の制定	平成20年12月定例会 （平成20年12月25日公布、施行）	【制定の経過】 ●平成19年12月定例会 　議会改革特別委員会を設置（5会派から選出された12人の委員で構成）（※議長提案をきっかけに、会派代表者会、議会運営委員会での了承を経て設置） ［付託事件］ 　①議員定数に関する調査 　②議員報酬等に関する調査 　③議会の活性化及び改革に関する調査 ●平成20年2月　議会改革特別委員会 　各会派から提出された議会改革に関する課題を取りまとめ、以下の16項目を検討することに決定。 　①議員報酬、②期末手当、③費用弁償、④行政視察旅費、⑤海外視察旅費、⑥政務調査費、⑦議会の会期、⑧議案審議のあり方、⑨議会への市民参加と市民への議会報告、⑩議会広報の発行、⑪決算審査の充実、⑫議事の公開、⑬議会運営と住民参加、⑭事務局体制（機能）、⑮議員の複数常任委員会所属、⑯一般質問 ●平成20年4月　議会改革特別委員会 　議会改革の課題項目のほとんどが議会基本条例に包含されることから、議会基本条例の制定を検討することを決定 ●平成20年5月　議会改革特別委員会 　議会基本条例の素案作成のため小委員会を設置（5会派から選出された6人の委員で構成）

項目	実施時期	趣旨
12.　議会基本条例の制定（続き）		●平成20年10月　議会改革特別委員会 議会基本条例案と条例解説文を作成、パブリックコメント募集を決定 ●平成20年11月 パブリックコメントの実施（11/1～11/30） 公民館長会、町内会・自治会連合会での説明及び意見聴取 ●平成20年12月　議会改革特別委員会 議会基本条例最終案作成 ●平成20年12月定例会 議会基本条例の上程、可決
13.　委員会における自由討議の実施 **※議会基本条例第11条関係**	平成21年2月定例会～	議会基本条例第11条第2項で、議案等を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとすると規定しており、これを具現化するため、常任委員会の審査において、必要に応じ実施している。
14.　委員会での請願・陳情審査の際の趣旨説明導入 **※議会基本条例第6条第4項関係**	平成21年2月定例会～	請願・陳情提出時に請願者・陳情者からの申し出があれば、必要に応じて（委員会に諮って）趣旨説明を受けることができるとしている。
15.　本会議への市長等に対する出席要求 **※議会基本条例第11条関係**	平成21年～	本会議への執行部に対する出席要求は必要最小限にとどめることとした。 特に臨時会において、上程議案に直接関係ない部長等に対しては、原則として説明員としての出席は求めない。
16.　閉会中における常任委員会の所管事務調査	平成21年6月定例会～	常任委員会の審査の充実を図るため、平成21年6月定例会において、所管事務の閉会中の継続調査について議決を行い、閉会中であっても常任委員会を随時開催し、所管事務調査を行うことができるようにした。 以後、議員改選の際あるいは市の事務分掌が変更された場合、同様の議決を行っている。
17.　1日1常任委員会の開催	平成21年6月定例会～	1日2常任委員会の開催の場合、所属議員の少ない会派や会派に所属しない議員などが全ての委員会の審査状況を把握できないという問題があり、これを改善するため、毎年9月定例会及び議員改選の年の2月又は3月定例会を除く各定例会においては1日1常任委員会の開催とした。

項目	実施時期	趣旨
18.　決算特別委員会審査の充実	平成21年9月定例会～	「10. 予算特別委員会の審査の充実」の項で記した理由により、予算審査と同様、決算審査の充実を図る必要が生じた。 平成20年まで決算特別委員会では一般会計決算、各特別会計決算を16人～17人の委員により審査していたが、平成21年からは全ての会計の決算（一般会計、特別会計、企業会計）について、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で審査している。
19.　議会広報紙の発行 **※議会基本条例第19条関係**	平成21年12月1日発行	平成21年5月に議会広報等特別委員会を設置し、まつえ市議会だよりを年4回発行することに決定。 議会広報等特別委員会では、平成21年12月1日に創刊号を発行、令和4年6月現在51号まで発行済。
20.　議会報告会開催 **※議会基本条例第7条関係**	平成22年1月～	●平成21年度～　全29公民館区で開催 第1回（平成22年1月開催）参加人数　1,122人 第2回（平成23年1月開催）参加人数　975人 第3回（平成24年1月開催）参加人数　921人 第4回（平成26年1月開催）参加人数　856人 ●平成27年度　公民館ブロック単位（5会場）で開催 第5回（平成27年5月開催）参加人数　249人 ●平成30年度、令和元年度、令和4年度 常任委員会単位：所管事務関係団体との意見交換会
21.　議員研修会の開催 **※議会基本条例第14条関係**	平成22年11月～	議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、年1回実施している。
22.　政策条例研究会の設置（現：政策研究会に名称変更）	平成24年7月	条例及び政策に関する調査・研究に取り組み、政策提言、政策条例の策定を目指すため設置された。
松江市議会初の政策条例「松江市自転車安全利用条例」の制定	平成26年6月定例会	【制定の経過】 ●平成24年9月 各会派から議員11名を選出し、取り組み開始。 ●平成24年11月 松江市の抱えている課題や条例テーマについて各委員がプレゼンテーションし、9つのテーマをもとに意見集約した結果、自転車の安全な利用の促進に関することに絞り研究を進めることを決定。 ●平成25年1月 （一財）地域開発研究所の牧瀬稔氏を講師に招き、条例策定作業の進め方に関する勉強会開催。

項目	実施時期	趣旨
松江市議会初の政策条例「松江市自転車安全利用条例」の制定 （続き）	平成26年6月定例会	●平成25年2月 平成24年からの議論を踏まえ、条例のテーマ「（仮称）自転車の安全な利用の促進に関する条例」と条例案策定までの作業工程を改選（平成25年4月）後の議会へ申し送ることに決定。 ●平成25年7月 改選前の研究会の決定事項について議論を深めることを確認するとともに、2部会を設置して、分担して調査研究活動を進めることに決定 ●平成25年8月～10月 各部会に分かれての調査。 第1部会では条例の必要性を示すデータを収集するための聞き取り調査や現地調査を実施した。 第2部会では他市の条例を調査した上で松江市の条例案に関する参考資料を作成した。 ●平成25年11月 両部会の調査結果を相互に報告し、自転車利用者の実態や通行環境整備の必要性、また松江市の自転車の分担率が全国平均よりも高いという事実に鑑み、自転車の安全利用に関する条例制定が必要であることを再確認した。 ●平成25年12月 条例の骨子案に入れるべき条項を決定した。 ●平成26年1月 骨子案に入れることを決定した条項の具体的内容に関する議論を行い、条例の骨子案を作成した。 ●平成26年2月 警察署、自転車商協同組合等からの骨子素案に対する意見聴取の結果などをもとに議論を行い、条例骨子案を作成した。 ●平成26年4月 条例骨子案についてのパブリックコメントを実施するとともに各関係団体への説明会を実施。 いただいた意見をもとに議論を行い、条例骨子を作成した。 ●平成26年5月 条例骨子をもとに条例案、条例逐条解説案を作成。 ●平成26年6月定例会 政策条例研究会委員による議員提出議案として条例を上程し、可決された。

項目	実施時期	趣旨
23.　委員会記録の公開	平成26年2月19日以降開催分～	平成26年2月18日開催の議会運営委員会で決定。 市情報公開コーナー及び議会図書室において閲覧できるようにしている。
24.　松江市議会災害発生時対応要領及び災害発生時の議員行動マニュアル策定	平成27年2月	近年の自然災害が大規模化、多様化する中、議会として、大規模災害がいつ市内で発生したとしても、迅速に市民の安全確保と災害復旧に向けた活動が行えるような体制を整えておく必要があることから、議長が発議し、議会運営委員会の了承を得て策定した。
25.　政務活動及び議案審査等におけるタブレット端末の活用	平成28年3月	政務活動及び議案審査等の補助ツールとしてタブレットを活用するため、定例会、委員会資料及び議会日程等をクラウドサーバに保存し、全議員が閲覧できるようにしている。 タブレットは議場、委員会室への持ち込みが許可されている。（※スマートフォンは対象外）
26.　政務活動費収支報告書及び視察報告書の公開	平成28年～ （平成27年度分～）	政務活動費支出の透明性を高めるため、収支報告書を市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにするとともにホームページ上で公開することとした。 また視察報告書については、市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにすることとした。
27.　予算特別委員会の常任委員会化	平成28年2月定例会設置	当初予算の審査のみにとどまらず、予算執行状況及び主要事業の進捗状況について、年間を通じて調査できるようにするため設置した。 その所管事項は、各会計予算及び各会計予算に関連すること（予算と一体的に審査することが望ましい議案として議会運営委員会で決定されたもの）としている。
28.　一般会計補正予算の常任委員会への分割付託取り止め ※予算委員会分科会における議案採決の取り止め	平成28年6月定例会～	予算委員会設置前においては、一般会計補正予算は、各常任委員会の所管ごとに分割付託し、分割付託された常任委員会では、分割された議案に対して討論、採決まで行っていた。 しかしながら、議案不可分の原則からして、議案を分割することは議案としての体裁と実体を失わせるものであり、できないとの行政実例もあることから、各常任委員会への分割付託をやめ、予算委員会に一体的に付託することとした。 そして、詳細審査は予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、予算委員会から各分科会の所管ごとに分担して行う方式に改めた。 なお、分科会における審査は質疑までとし討論、採決は全体会のみ行う方式に改めた。

項目	実施時期	趣旨
29.　決算特別委員会分科会における議案採決の取り止め	平成28年9月定例会～	一般会計補正予算と同様、一般会計決算についても、決算特別委員会から各分科会へ分割付託し、分割付託した決算について討論、採決まで行っていたが、予算委員会と同様の審査方式に改め、各分科会における審査は質疑までとし、討論、採決は決算特別委員会全体会において行うこととした。
30.　議会中継の拡大（一般質問のインターネット配信（録画のみ））	平成30年4月以降	一般質問のケーブルテレビでの中継に加え、ケーブルテレビで中継した映像をインターネットで録画配信する。（ただし配信期間は、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間とする。→ 令和3年6月定例会分から配信期間を5年間に延長することとした。）
31.　政務活動費収支報告書関係書類のインターネット公開	平成30年～ （平成29年度分～）	政務活動費支出の透明性を高めるため、領収書等を含め全ての収支報告関係書類をホームページ、事務局、本庁情報公開コーナーで公開することに決定。
32.　政策研究会から市長へ政策提言書を提出	平成31年3月	政策研究会から市長へ、国際文化観光都市松江の歴史伝統文化を未来へ継承することについて提言。
33.　議会中継の拡大（一般質問のYouTube配信）	令和3年9月～	一般質問のケーブルテレビでの中継、インターネットでの録画配信に加え、ケーブルテレビ公式YouTubeチャンネルで配信することとした。（ただし配信期間は、定例会閉会日の約10日後までの間とする。）
34.　松江市議会基本条例の検証に関する実施要領を制定 **※議会基本条例第21条関係**	令和3年12月21日	松江市議会基本条例の検証に関する実施要領を制定し、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めた。
35.　議会報告テレビ番組放送	令和4年2月～	ケーブルテレビで議会報告番組を放送し、各常任委員会等の委員長が委員会の報告を行った。あわせて、ケーブルテレビ公式YouTubeチャンネルで映像配信を行った。 ●第1回　令和4年2月12日～2月18日放送 総務委員会、教育民生委員会、経済委員会、建設環境委員会 ●第2回　令和4年11月16日～11月28日放送 総務委員会、教育民生委員会、経済委員会、建設環境委員会、決算特別委員会 ●第3回　令和5年2月13日～2月19日放送 宍道湖・中海問題等対策特別委員会、島根原子力発電対策特別委員会、まちづくり対策特別委員会、新庁舎建設特別委員会、松江市総合計画特別委員会 ●第4回　令和5年5月8日～5月14日放送 総務委員会、教育民生委員会、経済委員会、建設環境委員会、予算委員会、新庁舎議場等紹介 ●第5回　令和6年2月10日～2月19日放送 総務委員会、教育民生委員会、経済委員会、建設環境委員会、決算特別委員会

項目	実施時期	趣旨
36.　災害発生時対応訓練	令和4年7月	松江市議会災害発生時対応要領(平成27年2月策定)に基づき、震度5弱の地震が発生したとの想定で訓練を行った。
37.　委員会記録の会議録検索システム導入 **※議会基本条例第6条関係**	令和5年4月 （令和5年2月定例会の委員会～）	常任委員会及び特別委員会、並びに議会運営委員会の委員会記録を会議録検索システムに掲載開始。
38.　電子採決システムの導入	令和5年5月 （新庁舎第1期棟完成）	議案及び請願・陳情の採決については、原則電子採決により行うこととした。
39.　採決結果（個人）の公表	令和5年5月～	議員別の賛否について、会議録、ホームページ、議会だよりに公表することとした。
40.　親子傍聴席及び難聴者用ヒアリングループの整備	令和5年5月 （新庁舎第1期棟完成）	――――――
41.　予算委員会及び決算特別委員会（本会議場で開催される総括質疑のみ）の映像配信開始	令和6年3月～ （令和6年2月定例会の予算委員会～）	予算委員会及び決算特別委員会(本会議場で開催される総括質疑の日のみ)のインターネットでの録画配信を開始した。
42.　タブレット端末の導入及びペーパーレス会議システムの運用開始	令和6年4月～	タブレット端末を全議員に貸与し、本会議及び委員会関係資料については松江市議会ペーパーレス会議システム（Side Books）により閲覧することとした。 導入台数：議員分31台、事務局分6台
43.　議員定数の見直し	令和6年4月 ※令和7年議員改選より	令和6年第3回臨時会（令和6年4月22日）において、議員定数を34人から31人へ削減することを可決した。
44.　LINE WORKSの運用開始	令和6年6月～	LINE WORKSによる全議員への情報提供や会議スケジュールの共有等を開始した。

９　松江市議会基本条例

平成20年12月25日
松江市条例第60号
改正　平成25年2月26日条例第3号

議会は、地方分権時代にあって、その役割や責任が大きくなり、二元代表制の下で、多様な民意を反映し、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、松江市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、松江市政の事務執行の監視機能、議会の立法機能及び意思決定機能を十分に発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たさなければならない。

松江市議会は、自らの創意と研さんによって国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、合議制機関としての特性を最大限に生かしつつ、市民に信頼される議会とするため、ここに松江市議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会活動の原則）

第2条　議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

(1)　議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会を目指すこと。

(2)　議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。

(3)　議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

（議員活動の原則）

第3条　議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

(1)　議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、地域又は支持基盤等の意向のみに拘束されることなく、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(2)　議員は、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。

(3)　議員は、自らの政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修及び研究に努めること。

(4)　議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。

（議員の政治倫理）

第4条　議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。

（会派）

第5条　議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

（市民参加）

第6条　議会は、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2　議会は、本会議、委員会その他の会議（以下「本会議等」という。）を原則公開とする。

3　議会は、本会議等の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民等の多様な意見又は専門的知見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4　議会は、請願又は陳情の審査に当たっては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。

（議会報告会等）

第7条　議会は、議員と市民が市政全般にわたって情報及び意見を交換する議会報告会等の開催に努めなければならない。

（議員と市長等との関係）

第8条　議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるものとする。

(1)　本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政に関する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(2)　市長等は、議長又は委員長（以下「議長等」という。）の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。

（議会審議における論点整理）

第9条　議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

(1)　政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯

(2)　他の自治体の類似する政策との比較

(3)　市民参加の実施の有無とその内容

(4)　総合計画との整合性

(5)　財源措置及び将来にわたるコスト計算

（予算及び決算における説明）

第10条　議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めることができる。

（討議による合意形成）

第11条　議長等は、本会議及び委員会が議員による討論の場であることを十分認識し、市長等への出席要請を必要最小限にとどめるなど、議員相互間の討議を重視した運営に努めるものとする。

2　議会は、本会議又は委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民提案（以下「議案等」という。）を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

（委員会審査）

第12条　委員会は、議案等の審査において可能な限り資料等を公開することにより、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

（政務活動費の執行及び説明責任）

第13条　議員及び会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行わなければならない。

2　議員及び会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

（議員研修の充実強化）

第14条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

（附属機関の設置）

第15条　議会は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

（調査機関の設置）

第16条　議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

（議会事務局の体制整備）

第17条　議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室の利用）

第18条　議会図書室は、議員のみならず、市民の利用に供することができる。

（議会広報の充実）

第19条　議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の観点から市民に対して周知するため、議会広報紙の発行に努めなければならない。

2　議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

（最高規範性）

第20条　この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程を制定してはならない。

（見直し手続）

第21条　議会は、1年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2　議会は、前項の検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3　議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景について詳しい説明を行わなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年2月26日松江市条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

松江市議会事務局

令和８年５月策定

〒690-8540　島根県松江市末次町 86

Tel：(0852)55-5433　　Fax：(0852)55-5533

e-mail：giji@city.matsue.lg.jp

【松江市議会ホームページ】

【まつえ市議会だより】